

カトリック大船教会運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 カトリック信者の地域的な共同体として設けられている小教区の運営は、教区司教より司牧を委任されている司祭と小教区に所属する信徒、小教区内の修道者が、それぞれの役割を果しつつ一致協力して行われる。この規程は、その基本精神に則ってカトリック大船教会(以下「教会」という)の運営が滞りなく行われるために定めるものである。

(組織)

第2条 前条の趣旨を実現するために、教会に教会委員会、信徒代表者会議、年次報告会を置くとともに地区を設ける。また、納骨堂の管理運営のため、納骨堂管理運営委員会を置く。

(事業・会計年度)

第3条 教会の事業・会計年度は、1月1日から12月31日とする。

第2章 教会委員会

(目的)

第4条 教会委員会(以下「委員会」という)は教会運営の執行機関であり、司祭とともに教会の運営に関して審議し、実施することを目的とする。

(任務)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、主任司祭の承認を得て、実施する。

- 1 教会の運営方針に基づく年度計画立案に関する事項
 - 2 総務、管理、財務、典礼、宣教司牧、教会学校、広報及び福祉活動等に関する事項
 - 3 教会の年度予算立案及び年度決算報告に関する事項
 - 4 年次報告会の開催に関する事項
 - 5 前各号の他、委員会が必要と認める事項
- ② 教会の年度予算の執行及び委員会又は信徒代表者会議が重要と判断する事項の実施には、信徒代表者会議の承認を必要とする。

(構成)

第6条 委員会は、信徒から選ばれた信徒委員(以下「委員」という)と、小教区の各修道院から選ばれた修道者委員(以下、「修道者委員」という)によって構成

される。

- ② 委員は、信徒代表者会議により推薦され主任司祭によって承認された信徒とし、定数は12名以上15名以内とする。
- ③ 修道者委員は各修道院長より指名され主任司祭に承認された修道者とし定数は各修道会から1名とする。
- ④ 委員会には、以下の4部門と、所属する7個の部を置き、各部を1名又は複数の委員が担当する。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 運営実務部門 | 総務部、管理部、財務部 |
| 2. 祈る力を育てる部門 | 典礼部 |
| 3. 信仰を伝える力を育てる部門 | 宣教司牧・教会学校部、広報部 |
| 4. 神の愛を証しする力を育てる部門 | 証し部 |

(委員の任期)

第7条 委員の任期は1期2年とし、2月1日から翌々年の1月31日までとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、信徒代表者会議の承認を経て再任することができる。連続して2期4年を限度とする。ただし、特別な事情により主任司祭が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 修道者委員の任期は各修道会が定める。

(委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- ② 委員長、副委員長は委員の中から互選され主任司祭が承認する。
- ③ 委員長、副委員長の任期は前条の規定を適用する。
- ④ 委員長は教会の信徒を代表する。
- ⑤ 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の活動を代行する。

(会議)

第9条 委員会は原則として月一回、定例会議を開催する。

- ② 委員長が必要と認める場合及び委員の半数以上の要請がある場合には、臨時の委員会を開催する。
- ③ 委員会は委員の半数以上の出席により成立する。委任状提出者は出席したものとみなされる。
- ④ 採決は委員の出席者の過半数により決する。採決が可否同数の場合には、委員長が決する。
- ⑤ 委員会には原則として主任司祭が出席する。ただし、採決には加わらないものとする。
- ⑥ 委員長が必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。ただし、採決には加わらないものとする。

(防災対策会議)

第10条 委員会は防災対策会議を置き、年2回会議を行うこととする。なお、防災対策会議の議長は教会委員長が兼任する。組織及び運営等については、別に定める。

第3章 信徒代表者会議

(目的)

第11条 信徒代表者会議(以下「代表者会議」という)は教会運営の審議機関であり、教会の信徒を代表して教会の重要事項について審議し、議決するとともに、教会の諸問題について広く信徒の意見に基づいて委員会に提案することを目的とする。

(任務)

第12条 代表者会議は、次の各号に掲げる事項について審議、議決し主任司祭の承認を受けるものとする。

- 1 教会の年度予算案及び年度決算等の教会委員会から提示された事項
 - 2 教会の建設事業、規程の改廃及びその他代表者会議が重要と判断した事項
 - 3 年次報告会の開催に関する事項
 - 4 委員の選出に関する事項
- ② 代表者会議は、前項に掲げる事項の他、委員会からの諮問事項にこたえとともに、信徒から提起された諸問題について審議し、委員会に提案するものとする。
- ③ 第①項4号の委員の選出については、次の手続によるものとする。
- 1 代表者会議構成員(以下、「構成員」という)の互選により、推薦委員を選出する。組織及び運営等については、別に定める。
 - 2 推薦委員から提出された候補者案を代表者会議において審議し、次年度委員候補者として主任司祭に推薦し、その承認を受ける。

(構成)

第13条 代表者会議は、各地区の代表者及び委員、修道者委員によって構成する。

(議長)

第14条 代表者会議に議長を置く。

- ② 議長の任期は1年とし、毎年の最初の代表者会議において構成員の互選により地区代表者の中から選出する。

(会議)

第15条 代表者会議は原則として、1月、7月及び10月の年3回、定例会議を開催する。

- ② 議長が必要と認める場合、及び構成員の半数以上の要請がある場合又は委員会から要請がある場合には、臨時の代表者会議を開催するものとする。
- ③ 代表者会議は構成員の半数以上の出席により成立する。なお、委任状提出者は出席したものとみなされる。
- ④ 採決は構成員の出席者の過半数により決する。採決が可否同数の場合には、議長が決する。
- ⑤ 代表者会議には原則として主任司祭が出席するものとする。ただし、採決には加わらないものとする。
- ⑥ 議長が必要と認める場合には、構成員以外の者の出席を求めることができる。ただし、採決には加わらないものとする。

第4章 年次報告会

(目的)

第16条 年次報告会は、委員会及び代表者会議が教会活動について広く信徒に報告するとともにその意向を聴くことを目的とする。

(開催及び議事)

第17条 年次報告会は原則として毎年1回、2月に開催する。

- ② 年次報告会において、委員会は前年度の活動及び決算を報告するとともに新年度委員、修道者委員の紹介及び教会運営の基本方針の提示を行い、代表者会議は前年度の活動を報告するとともに新年度の地区代表者等の紹介を行う。
- ③ 委員会あるいは代表者会議が必要と判断した場合には臨時報告会を開催する。
- ④ 年次報告会は委員長が招集する。
- ⑤ 年次報告会の開催については、委員長が事前に議事事項を公示するものとする。
- ⑥ 代表者会議の構成員は年次報告会に出席するものとする。
- ⑦ 委員会及び代表者会議は、年次報告会において示された信徒の意向を尊重して教会運営に当るものとする。

第5章 地区

(目的)

第18条 信徒間の交わりの促進、信徒の教会運営への参加等を目的とする。

(活動)

第19条 前条の目的のため、地区は典礼奉仕、宣教司牧、福祉等の活動を、教会委員会等と相互に協力して行う。典礼部、宣教司牧・教会学校部、証し部には、地区ごとに原則として部員をそれぞれ1名以上を選出する。

(構成)

第20条 当小教区を8つの地区に分ける。

- ② 信徒は原則として住所によって、いずれの地区に属する。
- ③ 地区割りについては、信徒のしおり「付表」のとおり定める。

(地区代表者)

第21条 各地区に地区代表者(以下、「代表者」という)を置く。尚、地区副代表者(以下、「副代表者」という)を置くことができる。

- ② 代表者は地区の信徒の互選により選出され司祭の承認を受ける。
- ③ 代表者の任期は1期2年とし、1月1日より翌年の12月31日とする。
- ④ 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、地区集会の承認を経て再任することができる。連続して2期4年を限度とする。ただし、特別な事情により主任司祭が認めた場合この限りでない。
- ⑤ 副代表者は地区の信徒の互選により選出され、代表者を補佐し、必要に応じて代表者の活動を代行する。任期は前項の規定に準ずる。

(地区集会)

第22条 各地区は定期的に地区集会を開催する。

- ② 地区集会は地区代表者が招集し、地区の信徒が出席する。
- ③ 地区集会では、教区長、第5地区、小教区等からの連絡事項の伝達とともに、教会運営や地区の課題等についての話し合いを行う。

(地区代表者会)

第23条 地区代表者間での、教会運営や地区の課題等について横断的な意見交換の場として、必要に応じて地区代表者会を開催する。

- ② 地区代表者会は地区代表者会の議長又は教会委員長が招集する。地区代表者会の議長は、信徒代表者会議の議長とする。
- ③ 地区代表者会には、地区代表者、副代表者と、必要に応じて司祭、教会委員会等が出席する。

第6章 納骨堂管理運営委員会

(目的)

第24条 納骨堂管理運営委員会は、横浜司教区の経営するカトリック大船教会の納骨堂管理運営を行う。

(活動)

第25条 納骨堂管理運営委員会の管理運営等は、「宗教法人カトリック横浜司教区 墓地・納骨堂管理使用に関する規程」に則り、管理運営マニュアルに従って行われる。

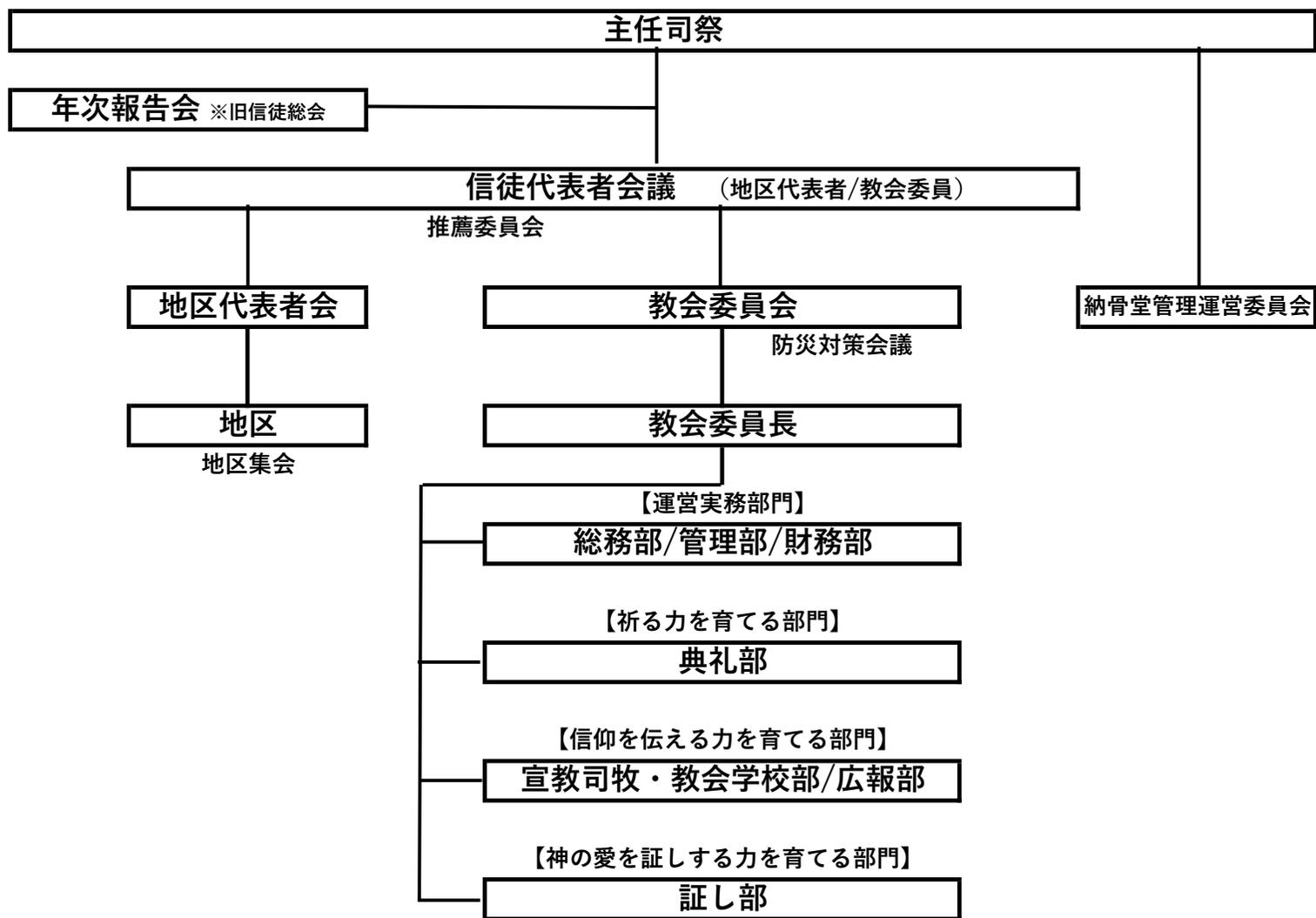
- ② 納骨堂管理運営委員会の管理運営等で、教会運営に係る重要な事項については教会委員会へ諮り、承認を得る必要がある。

以上

附 則

1. この規程の基になった「大船カトリック教会規約」は、1992年12月13日の信徒代表者会議において制定。その後、1997年12月14日、2001年1月21日、2004年1月1日に改訂。
2. 2011年1月17日「カトリック大船教会運営規程」へ全面的に改訂。
3. 2023年7月16日信徒代表者会議において改訂。同年8月1日より施行。

カトリック大船教会組織図 【2023年8月1日改訂】



カトリック大船教会組織と役割/関連組織・団体 【2023年8月1日改訂】

| | 役割 | 関連組織・団体 |
|-------------------------------|---|------------------------------------|
| 委員長 | 委員会の総括・招集・主催 信徒代表者会議議長との連絡・連携 年次報告会（旧信徒総会）招集、地区代表者会招集 防災対策会議招集 第五地区共同宣教司牧委員会出席 | |
| 総務部 | 総務・庶務 事務局（オリエン、防災対策会議、年次報告会他） | 防災チーム |
| 管理部 | 宮繕・環境整備 用具管理 日常の建設・修理業者との連絡・折衝 | 金曜そうじ当番 |
| 財務部 | 財務に関する教区との連絡 大船小教区財務 納骨堂に関する会計/予算を合算し、教区へ報告 | 月曜財務 木曜財務 金曜財務 |
| 【祈る力を育てる部門】 典礼部 | 典礼に関すること全般 ミサ、洗礼式、葬儀、堅信式、集会祭儀など 典礼に関する研修の実施、典礼奉仕者の育成 祈りの集いの実施 | 聖歌隊・オルガン奏者の会 香部屋係 お花係 侍者会 |
| 【信仰を伝える力を育てる部門】 宣教司牧・教会学校部 | 宣教司牧に関すること全般 洗礼・堅信・成人・七五三のお祝い準備 各種講座（結婚・カトリック入門・養成・ 幼児洗礼・堅信準備・聖書百週間など） 祈りの日（黙想会）実施 教会学校運営 外掲示板とポスター制作 | 講座担当者会 図書室 せせらぎ（イエズス会霊性センター） |
| 広報部 | 「おとずれ」編集・発行 ホームページ運営など広報各種 | 編集チーム 折り作業チーム（折々隊） |
| 【神の愛を証しする力を育てる部門】 証し部 | 教会内福祉 教会外福祉団体と共に歩む活動 災害時など各種支援募金（臨時） ふれあいの広場 アシストフォン管理 | 教会外福祉団体 外国籍信徒 |

事務局 信徒移動・名簿管理

納骨堂管理運営委員会

小教区を超えて
第五地区共同宣教司牧委員会
一粒会
共同宣教司牧サポートチーム神奈川
大船カトリック幼稚園
鎌倉カトリック墓地
レジオ・マリエ

小教区内修道会
聖心侍女修道会 玉縄修道院
イエスのカリタス修道女会 聖アンナの園